

龍ヶ崎地方衛生組合訓令第3号

龍ヶ崎地方衛生組合会計年度任用職員人事評価実施要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年4月1日

龍ヶ崎地方衛生組合
管理者 寛 信太郎

龍ヶ崎地方衛生組合会計年度任用職員人事評価実施要綱の一部を改正する訓令
龍ヶ崎地方衛生組合会計年度任用職員人事評価実施要綱（令和3年龍ヶ崎地方衛生組合訓令第1号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第12条 省 略 <u>（人事評価の結果の活用）</u> 第13条 <u>人事評価の結果は、被評価者の任用その他人事管理の基礎として活用するものとする。</u> <u>（勤勉手当への反映）</u> 第14条 <u>人事評価の結果は、翌年度6月に支給する勤勉手当の成績率に反映する。</u> <u>2 人事評価の結果を勤勉手当の成績率に反映する対象者は、次に掲げる者を除き、人事評価を反映しようとする前年度において評価対象者（第3条に規定する人事評価の対象者をいう。）であった者であって、現に在職するものとする。</u> <u>（1）人事評価を反映する時期の前6月間の継続した勤務実績がない者</u> <u>（2）その他管理者が処遇に反映することについて必要がないと認めた者</u> <u>（勤勉手当の成績率への反映方法）</u> 第15条 <u>次の各号に掲げる龍ヶ崎地方衛生組合会計年度任用職員の給与に関する規則（令和2年龍ヶ崎地方衛生組合規則第3号）第2条において準用する龍ヶ崎市会計年度任用職員の給与に関する規則（令和元</u>	第12条 省 略

年龍ヶ崎市規則第34号。以下「市給与規則」という。）第17条の2第1項第1号及び第2号並びに第23条の2第1項第1号及び第2号に規定する会計年度任用職員の区分は、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 市給与規則第17条の2第1項第1号及び第23条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員 総合判定がA及びBの者

(2) 市給与規則第17条の2第1項第2号及び第23条の2第1項第2号に規定する会計年度任用職員 総合判定がCの者

2 前項の規定にかかわらず、6月1日以前6月以内に懲戒処分、訓告及び厳重注意を受けた者の勤勉手当の成績率の適用については、管理者が別に定める。

第16条 省 略

第13条 省 略

付 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。